

盛岡市監査委員告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 27 年 8 月 27 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 27 年 6 月 4 日付け 27 盛監第 12 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 玉山総合事務所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 熊谷喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 八木橋美紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 6 月 4 日付け 27 盛監第 12 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

- (1) 牧野使用料の算定に当たり、端数処理を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行及び還付処理を求める。
- (2) 間伐材の払下げ及び販売業務委託の実施に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ① 決裁権者の決裁を得ていないもの
 - ② 私人への歳入の収納又は徴収の委託に係る会計管理者への事前協議を行っていないもの
 - ③ 法令に定める告示・公表を行っていないもの
- (3) 委託料の支出に当たり、既に支出済みの委託料を、契約終了後に受託者との合意もなく減額し戻入させていた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (4) 公の施設の指定管理に当たり、条例に基づかない利用料金を採用している事例及び利用料金の額について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (5) 手数料の徴収に当たり、申請の際に手数料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (6) 公の施設の指定管理に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (7) 伐採及び伐採後の造林の届出書の提出があった際に、森林法に定める必要な調査

を行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 牧野使用料の還付処理等について

① 措置の内容

盛岡市大沼牧場の牧野使用料の算定に当たり、10 円未満の端数処理の誤りのあった事例については、盛岡市牧野条例（平成 7 年条例第 18 号）に基づき再算定を行い、平成 27 年 7 月 10 日までに還付処理を完了した。

また、牧野使用に係る総合的なマニュアルを作成するなど、再発防止策を定めた。

② 原因及び再発防止策の内容

盛岡市牧野条例における使用料に関する理解が、不足していたことが原因である。

再発防止策として、使用料の積算書の中に確認欄を設け、複数職員が確認する体制としたほか、牧野使用に係る総合的なマニュアルを定め、職員への周知徹底を図った。

(2) 間伐材の払下げ及び販売業務委託について

① 措置の内容

財務規則等の遵守について、課内勉強会を開催し、周知徹底を図った。

② 原因及び再発防止策の内容

従前の事務をそのまま踏襲したことが原因である。

同種の業務委託に係る財務規則等の規定について課内勉強会を開催し、再発防止に努める。また、これらを踏まえ、平成 27 年度中に、市の直接実施を含めた事業実施の見直しを行なうこととした。

(3) 委託料の支出における事務の執行について

① 措置の内容

委託料を合意なく減額し、戻入させていた事例については、委託料の減額に係る受託者からの合意書を徴取するとともに、課内勉強会を開催し、適正な契約事務の周知徹底を図った。

② 原因及び再発防止策の内容

契約に関する事務を誤認し、書面で受託者から合意を得る手続を行わなかったことから生じたものである。

契約当事者間の合意に基づく契約の執行と、関係規定に則った適正な事務処理に係る課内勉強会を開催するとともに、職員間で相互に確認する体制を徹底することとした。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

（4） 公の施設の指定管理における利用料金について

① 措置の内容

盛岡市総合交流ターミナルにおいて、条例に基づかない利用料金と回数券の発行については、盛岡市総合交流ターミナル条例（平成 17 年条例 83 号）に盛り込むこととし、今後条例改正の進めることとした。

また、市長の事前承認を受けていなかった利用料金の額については、同条例の規定に基づき平成 27 年度から市長の承認を得るよう措置した。

② 原因及び再発防止策の内容

条例に基づかない回数券の発行については、同ターミナル開設時（平成 10 年）から行なっていたものであることから、有効なものとの誤った認識が継続されてきたことによるものである。

盛岡市総合交流ターミナル条例（平成 17 年条例 83 号）に盛り込むこととし、今後必要な条例改正の進めることとした。

また、利用料金の額について市長の事前承認を得ていなかったことについては、条例等の制度を課内で正しく認識していなかったことによるものである。

課内勉強会を開催し、条例や指定管理者制度の周知徹底を図り、再発防止に努める。

（5） 申請の際に手数料を徴収していない事例について

① 措置の内容

平成 27 年 7 月 1 日から条例の規定に基づいて、申請のあった都度、手数料を徴収するよう措置した。

② 原因及び再発防止策の内容

該当施設では会計員のうち正担当者のみが施設に勤務する体制としていたことから、施設外での業務もあり施設に常駐できず、施設に牛ふんが持ち込まれた都度手数料を徴収することができなかったのが原因である。

会計員である正副担当者のいずれかが施設に常駐することとし、申請があった都度当該手数料の徴収を行う体制とした。また、手数料徴収に係るチェック事務を複数で行い、適正な事務処理の遵守を徹底した。

（6） 公の施設の指定管理における業務の第三者委託について

① 措置の内容

条例及び基本協定書の規定に基づき、年度当初に市長の事前承認を得ることとし、27 年度から実施した。

② 原因及び再発防止策

課員及び指定管理者が、指定管理者制度や基本協定書等について正しく理解をしていなかったことが原因である。

課員及び指定管理者に本件に係る指導を行ったほか、条例及び基本協定書を内

容とした指定管理者制度に係る勉強会を実施し、再発防止を図った。

(7) 伐採後等の造林の届出書の提出の際における森林法に定める必要な調査について

① 措置の内容

森林所有者から伐採後に造林の届出書の提出があった指摘事例について、森林法に定める市森林整備計画及び他法令等に適合するかに関する調査を、事後ではあるが、平成 27 年 6 月中に実施した。

② 原因及び再発防止策

届出書中の伐採計画が、森林法に定める市森林整備計画及び他法令等に適合しているかどうか等について確認するという、本手続の趣旨を正しく認識していなかったことが、本事例が生じた原因である。

伐採後に届出書の提出があった場合でも、手続の趣旨に則り速やかに関係課照会等の手続を行うよう課員を指導した他、課内勉強会を開催するとともに複数職員による相互チェックの徹底を図ることとした。

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 6 月 4 日付け 27 盛監第 12 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項 （玉山総合事務所 税務住民課）

公の施設の指定管理に当たり、利用料金の額について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

決裁権者及び担当者が指定管理者と締結した管理運営に関する基本協定書の内容を再確認するとともに、市長の事前承認を受けるよう指定管理者の指導を行うこととする。

(2) 原因及び再発防止策の内容

決裁権者及び担当者が指定管理者と締結した管理運営に関する基本協定書の内容を十分に理解していないことに起因するものである。指定管理者と締結した管理運営に関する基本協定書の内容を再確認するとともに、指定管理者に対し利用料金の決定にあたっては、事前に市長の承認を行うことや料金改定の際は前の年度に行うよう、条例及び協定に従った指導及び管理を徹底する。